三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字高清五六一、六二六の一、六二六の二、六五五、一七六五、字平良石四三、九〇二の二、九〇三、九〇四、一二四六、一二五〇、字家賀道下四九二、六九三から六九五まで、七六九の一、七七〇、字平野一六の一、一八の一、一八の二、一九、二〇、二四、二五、三一、三二の一、一一四、一一四の二、一一四の三、一一五、一一八、一一九、三七九、三九〇、三九二、三九七の一、字長瀬二五一、二五一の二、二五三の二、八八三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
広島県神石郡神石高原町坂瀬川六〇二五の一から六〇二五の四まで、六〇四四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
坂瀬川六〇二五の一・六〇二五の二・六〇四四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
広島県神石郡神石高原町坂瀬川六〇二五の一から六〇二五の四まで、六〇四四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
坂瀬川六〇二五の一・六〇二五の二・六〇四四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和六十三年八月八日農林水産省告示第千百五十七号（一及び二に係るものに限る。）、平成三年五月十八日農林水産省告示第六百五十六号（一、二及び三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和三十九年十月二十八日農林省告示第千二百十号（一、二及び三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成二年六月十八日農林水産省告示第八百二号（一に係るものに限る。）、平成九年五月二日農林水産省告示第六百五十四号
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度　変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十八号

平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十四年二月十四日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
表補助金等の予算科目の欄中「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金」を「国産農畜産物・葉たばこ作付転換対策事業費補助金」に改め、「六次産業推進地域支援事業費」の下に「及びバイオ燃料生産拠点確立推進事業に係るもの」を加え、「及び六次産業化先導モデル育成事業に係るもの及びバイオ燃料生産拠点確立事業に係るもの」に改める。

○農林水産省告示第六百十九号

平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十四年二月十四日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
表補助金等の予算科目の欄中「六次産業推進地域支援事業費」の下に「及びバイオ燃料生産拠点確立推進事業に係るもの」を加え、「及び六次産業化先導モデル育成事業に係るもの及びバイオ燃料生産拠点確立事業に係るもの」を「、六次産業化先導モデル育成事業に係るもの及びバイオ燃料生産拠点確立事業に係るもの」に改める。

○農林水産省告示第六百二十号

平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十四年二月十四日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。
平成二十四年三月六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
表補助金等の予算科目の欄中「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金」を「国産農畜産物・葉たばこ作付転換対策事業費補助金」に、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」に改め、「六次産業推進地域支援事業費」の下に「及びバイオ燃料生産拠点確立推進事業に係るもの」を加え、「及び六次産業化先導モデル育成事業に係るもの及びバイオ燃料生産拠点確立事業に係るもの」に改める。